金婚をお祝いじます

結婚後50周年を迎えた75歳のご夫婦に慶祝状を贈り、長寿をお祝いいたします 次の事項に該当される方は、健康課高齢者支援係にお申込みください。

●該当資格 昭和37年以前に婚姻の届出をされた75歳以上のご夫婦。

/ お二人の生年月日が昭和12年12月31日以前のご夫婦。 √平成15~23年度に申し込まれた方を除きます。

- ●締め切り 平成24年9月28日(金)
- ●申し込み・問い合わせ先 健康課 高齢者支援係 ☎82-2111(内線328)



国保5保険証の更新について

現在お使いの保険証は9月30日で期限切れとなるため、新しい保険証を9月末に世帯主宛に郵送します。 新しい保険証の形状は、これまでのものと同じです。(裏面には、臓器提供意思表示欄が設けてあります。)

- ○新しい保険証の有効期限は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までとなりますが、次の方々は有効期限が 異なります。切り替え分の保険証はその都度お送りします。
 - ①平成25年9月30日までに満75歳となる方→後期高齢へ移行
 - ②現在、国保(退職者医療)の該当者で、平成25年8月31日までに満65歳となる方→国保(一般)へ移行
- ○保険証を受け取ったら内容をご確認ください。(住所、氏名、生年月日等)
- ○今までの保険証は、10月1日以降、ご自身で破棄してください。
- ○希望者には「簡易書留 | でお送りします。

希望される方は、9月14日(金)までに電話等で国保係へ申し込んでください。

国保税を滞納されますと、滞納状況により有効期限の短い保険証を交付する場合がありますので、納付漏れのな いようご注意ください。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、低価格なのに、安全性は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。安全性も品 質もほぼ同じで薬代が節約できるため、年々増える医療費の節減にもつながります。今まではすべて医師まかせだっ た薬選びに、患者も参加できるようになりました。医師や薬剤師に相談しながらジェネリック医薬品を上手に活用しま しょう。

「ジェネリック医薬品希望カード」を保険証や診察券と一緒に窓口で提示することで、希望を伝えることができます。 このカードは、新しい保険証と一緒に郵送するほか、役場健康課国保係でも配布しています。

●問い合わせ・申込先 健康課国保係 ☎82-2111 (内線321·322)

ひとり暮らし高齢者保養事業 ≪陶芸体験・紅葉散策の旅≫ ご案内



町では、65歳以上のひとり暮らしの方を対象に保養事業を行っています。陶芸体験を楽しみながら、澄んだ空気の なかでゆったり過ごしませんか?

時 平成24年10月19日(金) 雨天決行

行 き 先 利根郡川場村 『田園プラザ川場』

容 陶芸体験、園内散策

募集人数 25名(応募者多数の場合は抽選)

参加資格 65歳以上のひとり暮らしの方で、今年度町民税非課税の方

※前年度に参加している場合は、ご参加いただけません。

参加費用 無料

申込先 各地区の民生委員へ直接お申込みください。

締め切り 9月21日(金)

問い合わせ 健康課 高齢者支援係 ☎82-2111(内線327·328)



後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が 始まります。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくこ とで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年 金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなっ てしまうこと(保険料納付や免除等の合計が合計25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を 納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。 (注)

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。 ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願いま す。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査をさせていただくことになり ます。(審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。)

詳しくは下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

(注)後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

国民年金保険専用ダイヤル 0570-011-050

|結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配

→配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出を

第1号被保険者(自営業者や学生など)が

|就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

→本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします

機会ごとに届け出が必要になります。

加入者 (被保険者) は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような

国民年金は、日本に住む2歳以上6歳未満のすべての人が加入する公的

年金制度です。

偶者の扶養となったとき

□退職したとき

第2号被保険者 (会社員や公務員など) が

します。

→本人が市役所·町村役場へ届け出をします。

]退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき →配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出を

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が

*就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

とき 本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなった →本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

→本人が市役所·町村役場へ届け出をします。

なったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。 必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなく

高崎年金事務所

国民年金課(☎027・322・7731)

くわしくは年金事務所にお問い合わせください

* * 届け出を忘れずに *

日金



